

都城市告示第 2 4 1 号

建築基準法（昭和25年法律第 201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、法施行規則第4条の11に基づき公示し、令和7年4月1日から施行する。

なお、令和5年都城市告示第 129号は、廃止する。

- 1 中間検査を行う区域  
都城市全域
- 2 中間検査を行う建築物  
一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次に掲げる構造、規模及び用途のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 木造の建築物で、2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの
  - (2) 長屋又は共同住宅で、2以上の階数を有するもの（共同住宅にあつては、法第7条の3第1項第1号に規定する特定工程を含む工事を行うこととなるものを除く。）
  - (3) 鉄筋コンクリート組積造のもの
- 3 指定する特定工程  
次のとおりとする。

なお、2以上の構造を併用した建築物にあつては、1階床面積が最大の構造に係る区分による。また、増築又は改築にあつては、初めて特定工程を施工する階を1階とみなす。

  - (1) 木造にあつては、屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法等は耐力壁の工事等）
  - (2) 鉄骨造にあつては、1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
  - (3) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、2階の床（階数が1の建築物にあつては屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
  - (4) その他の構造にあつては、2階の床（階数が1の建築物にあつては屋根）及びこれを支持するはりを取り付ける工事
- 4 指定する特定工程後の工程  
次のとおりとする。
  - (1) 木造にあつては、構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）又は内装工事
  - (2) 鉄骨造にあつては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）又は内装工事
  - (3) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、2階の床（階数が1の建築物にあつては屋根）及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
  - (4) その他の構造にあつては、特定工程を覆う外装工事又は内装工事
- 5 適用除外  
次に掲げる建築物については、この告示の規定は適用しない。
  - (1) 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等である建築物
  - (2) 法第85条の適用を受ける建築物

令和6年9月30日

都城市長 池田 宜永

